

商標および地理的表示に関するインドネシア共和国法令 2016 年第 20 号

全能の神の恩恵のもとにインドネシア共和国大統領は、

以下に鑑み：

- a. グローバル貿易の時代にあつて、批准された国際協定の下、標章および地理的表示は、とりわけ公平公正なる企業競争、消費者保護、ならびに国内の中小零細企業および産業の保護の持続のために不可欠な役割を担っていること、
- b. 局所的、国家的、地域的、ならびに国際的な経済発展および情報技術と通信の発展に直面する中で役務を改善し産業、通商および投資に対し法的確約を提供するためには、その支えとして標章および地理的表示の分野におけるより充実した法規が必要であること、
- c. 標章についての 2001 年法令第 15 号には限界があり、標章および地理的表示の分野における社会的要請の進展への対応ならびに局所的小および国家的な潜在経済力の確実な保護に能わざるものであることから、変更が必要であること、
- d. 要点 a、b、c にて言及されるところの観点に基づき、標章および地理的表示に関する法令の作成が必要であること。

以下に従い：

1. 1945 年インドネシア共和国憲法第 18 条 A 第 (2) 項、第 18 条 B 第 (2) 項、第 20 条、および第 33 条、
2. 世界貿易機関設立の協定への批准に関する 1994 年法令第 7 号（インドネシア共和国官報 1994 年第 57 号、インドネシア共和国官報第 3564 号補遺）、

国民議会ならびにインドネシア共和国大統領の合同承認により、標章および地理的表示に関する法令の制定を決定した。

第 1 章 総則

第 1 条

本法において：

1. 標章とは、商品または役務の通商において個人もしくは法人が生産する商品または役務の識別のために、絵、ロゴ、名称、単語、文字、数字、色使い、2次元または3次元形状、音、ホログラム、あるいはこれらの要素の2つ以上の組み合わせにより図示されうる任意の記号を意味する。
2. 商標とは、個人、複数の個人、または法人により集合的に商われる物品に対し他の類似物品の区別のため用いられる任意の標章を意味する。
3. 役務標章とは、個人、集合的に複数の個人、または法人により商われる役務に対し他の類似役務の区別のため用いられる任意の標章を意味する。
4. 団体標章とは、複数の個人または集団により商われる、その物品または役務の本質、一般的性質、品質において類似の性質ならびに管理を有するような物品または役務について、他の類似物品または役務との同等性識別のために用いられる任意の標章を意味する。
5. 標章についての権利とは、登録された標章の所有者に対し、その者の持つ標章の使用または他者に対するその不使用の裁可について国から期限付きで与えられる独占権を意味する。
6. 地理的表示とは、商品及び／又は製品の出産地を示す標識であり、自然的要因、人的要因又はそれらの組合せを含むその地理的環境要因により、そこで生産される商品及び／又は製品に特定の評判、品質、及び特性を与えるものをいう。
7. 地理的表示についての権利とは、登録された地理的表示の所有者に対し、その評価、品質および性質が地理的表示の保護を存続させるに足る根拠をなすことを条件として国から与えられる独占権を意味する。
8. 申請とは、大臣に提出される、標章または地理的表示の登録要請を意味する。
9. 申請者とは、標章または地理的表示の申請を行う者を意味する。
10. 地理的表示の使用者とは、登録された地理的表示についての権利所有者から地理的表示の物品または商品の加工または販売促進の許可を受けた者を意味する。
11. 要件記載書とは、地理的表示の申請対象である物品または商品について、物品または

商品の地理的要素に関わりのある評価、品質および性質等の情報を含む任意の文書を意味する。

12. 審査員とは、標章の登録申請の審査を実際に行う職員としてその専門知識を基に大臣により選任および解任される標章審査員を意味する。
13. 代理人とは、インドネシア共和国の領土内に居住もしくは本籍を持つ知的財産コンサルタントを意味する。
14. 知的財産コンサルタントとは、知的財産の分野の専門知識を持ち、知的財産コンサルタントとして登録された任意の個人を意味し、また特に、知的財産の申請への対応業務を行う。
15. 地理的表示の専門家チームとは、要件記載書を精査し、また大臣に対し、国内の地理的表示の登録、改定、棄却、技術的相談、ならびに管理について見解・勧告を提供できる専門知識を持つ者からなる集団を意味する。
16. 提出日とは、最低限の要件を満たす申請の受領日を意味する。
17. 優先権とは、原産国が工業所有権の保護に関するパリ条約または世界貿易機関設立の協定の加盟国であるような申請の提出の際、申請がかかる条約の下に定める期間内に提出された場合にあっては、原産国の提出日が両協定の加盟国であるところの指定された国における優先日であることを通知される申請者の権利を意味する。
18. ライセンスとは、登録された標章の所有者による、法規に則った書面での合意に基づく、他者による登録された標章の使用の許諾を意味する。
19. 人とは、自然人または法人を意味する。
20. 大臣とは、法務分野の行政大臣を意味する。
21. 郵送日とは、消印日または手紙が電子的に送信された日付を意味する。
22. 日とは、就業日を意味する。
23. 商標審判委員会とは、法務分野の行政府内における独立した特別委員会を意味する。

24. 標章官報とは、大臣により電子的にまたは非電子的に定期的に発行され、本法下の標章に関する規定を記載した官報を意味する。

第 2 章

標章の範囲

第 2 条

(1) 本法の範囲は、次に掲げるもので構成される。

- a. 標章
- b. 地理的表示

(2) 第 1 項 a 号にて言及されるところ標章は、次に掲げるもので構成される。

- a. 商標
- b. サービスマーク

(3) 保護標章は、図、ロゴ、名称、文言、数字、配色、2 次元または 3 次元の形状、音響、ホログラム、若しくはこれらの要素の 2 つ以上を組み合わせた形式の標示で構成され、商品及び/又は役務の貿易において個人または法人が生産する商品及び/又は役務を区別する。

第 3 条

標章に関する権利は、標章の登録後に得られる。

第 3 章

標章登録の申請

第 1 部

申請の要件及び手続き

第 4 条

(1) 標章登録の申請は、申請者又はその代理人がインドネシア語による電子又は非電子媒体で大臣に提出する。

(2) 第 1 項にて言及されるところの申請には、次に掲げるものを含める。

- a. 申請年月日
- b. 申請者の氏名、国籍及び住所
- c. 申請者の代理人が申請を提出する場合は、代理人の氏名と住所
- d. 登録を申請する標章に色要素が使われる場合は、その色
- e. 優先権を利用して申請を提出する場合は、標章の基本的な申請を行う国と日付
- f. 商品及び/又は役務の区分並びに商品及び/又は役務の種類の説明

(3) 申請は申請者又はその代理人が署名する。

(4) 第 1 項にて言及されるところの申請は、標章表明及び所定手数料の支払い領収書を添付する。

(5) 標章登録の申請手数料は商品及び/又は役務の区分に従って決定する。

(6) 第 4 項にて言及されるところの標章が 3 次元形状である場合、当該の標章表明には、当該の標章の特徴を添付する。

(7) 第 4 項にて言及されるところの標章が音響である場合、当該の標章表明には音符及び録音を添付する。

(8) 第 1 項にて言及されるところの申請は、登録を申請する標章の所有権の宣言書を添付する。

(9) 第 5 項にて言及されるところの申請手数料に関する詳細な規定については、政府規制により定める。

第 5 条

(1) 関連する標章の権利を共同で持つ 2 人以上の申請者により申請が提出される場合、申請者全員の氏名を明記し、申請者の住所として 1 か所の住所を選択する。

(2) 第 1 項にて言及されるところの申請は、標章の権利をもつ申請者 1 人が署名し、代表申請者からの書面による承認を添付する。

(3) 第 1 項にて言及されるところの申請で、申請者の 2 人以上が他国の居住者であるか、若しくは本拠地を海外に置く法人である場合は、代理人を通して提出する。

(4) 第 1 項にて言及されるところの申請が申請者の代理人を通して提出される場合、委任状は当該の標章の権利を持つすべての当事者が署名する。

第 6 条

(1) 2 つ以上の区分の商品及び/又は役務に関する申請は、1 件の申請で提出することができる。

(2) 第 1 項にて言及されるところの申請には、申請する区分に含まれる商品及び/又は役務の種類を明記しなければならない。

(3) 第 1 項にて言及されるところの商品及び/又は役務の区分に関する詳細な規定は、

行政規則により定める。

第 7 条

(1) インドネシア共和国の領域外に居住するか、若しくは恒久的な本籍を有する申請者が提出する標章登録に関連する申請及び事項は、代理人を通して提出する。

(2) 第 1 項にて言及されるところの申請者は、インドネシアにおける自身の本籍地として代理人の住所を選択し、明記する。

第 8 条

第 4 条から第 6 条にて言及されるところの申請の要件と手続きに関する詳細な規定は、行政規則により定める。

第 2 部

優先権による標章登録の申請

第 9 条

優先権を利用する申請は、工業所有権の保護に関するパリ条約又は世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締約国である他方の国が受領する原申請の提出日から 6 か月以内に提出しなければならない。

第 10 条

(1) 第 4 条から第 7 条にて言及されるところの規定の履行に加えて、優先権を利用する申請は、優先権が初めて発生した標章登録の申請に関する受領証明を添付する。

(2) 第 1 項にて言及されるところの証明は、インドネシア語に翻訳する。

(3) 第 1 項及び第 2 項にて言及されるところの規定が、第 9 条にて言及されるところの優先権を利用する申請の提出権の失効後 3 か月以内に履行されない場合、当該申請は、優先権を利用せずに処理が継続される。

第 3 部

標章登録の方式審査

第 11 条

(1) 申請は、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 9 条及び第 10 条にて言及されるところの標章登録の方式要件を遵守して提出する。

(2) 提出日から 30 日以内に申請が第 4 条、第 5 条、第 6 条、及び/又は第 7 条にて言及されるところの不完全と見なされる場合、申請者は、不完全性に関する通知の郵送日から

2 か月以内に、当該の不完全性を解決するよう通知を受ける。

(3) 不完全性が第 10 条にて言及されるところの方式に関連する場合、当該の不完全性を解決する期間は、優先権を利用する申請の提出期限後 3 か月以内とする。

(4) 第 2 項及び第 3 項にて言及されるところの方式が、自然災害又は不可抗力により履行されない場合、申請者又はその代理人は、要件を履行する期間を延長する旨の要請を書面により提出することができる。

第 12 条

第 11 条第 2 項にて言及されるところの期間内に方式が満たされない場合、大臣は申請者又はその代理人に対し書面で当該の申請が取消されることを通知する。

第 4 部

申請の提出日

第 13 条

(1) 最低要件を満たした申請には提出日が付与される。

(2) 第 1 項にて言及されるところの最低要件は、次に掲げるもので構成される。

- a. すべて記入された申請書
- b. 標章表明
- c. 手数料の支払い証明

第 5 部

公示

第 14 条

(1) 大臣は、第 13 条にて言及されるところの提出日から 15 日以内に標章官報に申請を公示する。

(2) 第 1 項にて言及されるところの標章官報における申請の公示は、2 か月間有効となる。

(3) 第 2 項にて言及されるところの標章官報は、大臣により電子及び/又は非電子媒体で定期的に公示される。

第 15 条

公示には、次に掲げるものが含まれる。

- a. 申請者の氏名と住所、代理人が申請を提出する場合は、当該代理人の氏名と住所
- b. 商品及び/又は役務の区分と種類

- c. 提出日
- d. 優先権を利用して申請を提出する場合は、最初の登録申請を提出した国名と提出日
- e. 色に関する記述、及び標章に外国語及び/又はラテン文字以外の文字、及び/又はインドネシア語で一般的に用いられない数字が使用される場合はその記述を含めた標章表明に、インドネシア語の翻訳、ラテン文字、又はインドネシア語で一般的に用いられる数字、ラテン語での発音を添付する。

第 6 部

異議申立て及び弁明

第 16 条

- (1) 第 14 条にて言及されるところの公示期間内に、いずれの当事者も、提出する申請に関する異議申立てを手数料の納付を条件として書面により提出することができる。
- (2) 第 1 項にて言及されるところの異議申立ては、申請する標章が本法に基づいて登録不可または登録拒否である証拠により裏付けられる適切な事由があることを条件として提出できる。
- (3) 第 1 項にて言及されるところの異議申立てを行った場合、異議申立ての受領日から 14 日以内に、異議申立てを記した書簡の複写を申請者またはその代理人に送付する。

第 17 条

- (1) 申請者又はその代理人は、第 16 条にて言及されるところの異議申立てへの弁明を大臣に提出する権利を持つ。
- (2) 第 1 項にて言及されるところの弁明は、大臣への異議申立ての郵送日から 2 か月以内に書面により提出する。

第 7 部

標章登録の申請の訂正及び取下げ

第 18 条

申請の訂正は、申請者又はその代理人の氏名及び/又は住所の記載に関連する問題のみ認められる。

第 19 条

- (1) 標章の証明書若しくは拒否通知が大臣により発行されていない限り、いかなる申請も申請者又はその代理人により取下げることができる。

(2) 第 1 項にて言及されるところの取下げが代理人により行われる場合、当該の取下げは、当該の取下げを目的とした特別な委任状に基づいて行わなければならない。

第 4 章 標章登録

第 1 部

登録不可及び登録拒否となる標章

第 20 条

標章は、次に掲げる場合に登録不可となる。

- a. 国のイデオロギー、法規、道徳、宗教、品位、又は公の秩序に反する。
- b. 登録を申請する商品及び/又は役務に類似するか、関連するか若しくは単に言及しているだけである。
- c. 登録を申請する商品及び/又は役務の原産、品質、種類、大きさ、品種、用途に関して公衆を誤認させる要素が含まれるか、類似の商品及び/又は役務に関して保護される植物品種に用いられている名称をなすもの。
- d. 生産される商品及び/又は役務の品質または有効性と一致しない記述が含まれる。
- e. 特有の特徴を欠いている。
- f. 一般名及び/又は公共標識で構成される。

第 21 条

(1) 標章が次のいずれかに該当するものに実質的に類似するか、又は同一である場合、申請は拒否される。

- a. 類似する商品及び/又は役務に関して、他の当事者が事前に登録している標章又は事前の標章申請
- b. 類似する商品及び/又は役務に関する他の当事者の周知の標章
- c. 特定の要件に適合する別の商品及び/又は役務に関する他の当事者の周知の標章
- d. 登録済みの地理的表示

(2) 標章が次のいずれかに該当する場合は拒否される。

- a. 周知の個人、写真の氏名又は頭文字、若しくは他の者が所有する法人の名称をなすか、類似する。ただし、その所有者からの書面による合意に基づく場合は除く。
- b. 国の記章、又は国家機関及び国家機関いずれかの名称、頭文字、旗、象徴の複製をなすか、類似する。ただし、当該当局からの書面による合意に基づく場合は除く。
- c. 国家又は政府機関が使用する公式の標示、印、印章の複製をなすか、類似する。た

だし、当該当局からの書面による合意に基づく場合は除く。

(3) 申請は、申請者が悪意で提出する場合は拒否される。

(4) 第 1 項 a 号にて言及されるところの標章申請の拒否に関する詳細な規定は、省令により規定する。

第 22 条

一般名となる登録標章に関して、いずれの者も当該の一般名と追加の文言を使用し、且つ申請する標章に特有の要素が含まれる場合においてのみ、標章申請を提出することができる。

第 2 部

標章の実態調査

第 23 条

(1) 実態調査は、標章の登録申請の調査官が実施する調査である。

(2) 第 16 条及び第 17 条にて言及されるところの異議申立て及び又は弁明は、第 1 項にて言及されるところの実態調査時に考察される。

(3) 公示の失効日から 30 日以内に異議申立てがなされない場合、申請の実態調査を行う。

(4) 第 17 条にて言及されるところの弁護の提出期限の失効日から 30 日以内に異議申立てがなされる場合、申請の実態調査を行う。

(5) 第 3 項と第 4 項にて言及されるところの実態調査は、150 日以内に完了するものとする。

(6) 実態調査を行う必要があるとみなされる場合、調査官ではない標章調査専門家を任命する。

(7) 第 6 項にて言及されるところの調査官ではない標章調査専門家が行う実態調査の結果は、大臣の承認を得ることにより、調査官が行う実態調査の結果と同じとみなすことができる。

(8) 第 6 項にて言及されるところの調査官ではない標章調査専門家の詳細な規定は、省令により定める。

第 24 条

(1) 調査官が申請を登録できると判断した場合、大臣は次に掲げる事項を行う。

- a. 標章を登録する。
- b. 標章の登録に関して当該の申請者又はその代理人に通知する。
- c. 標章証明書を発行する。
- d. 電子または非電子媒体の標章官報に標章登録を公示する。

(2) 調査官により申請が登録不可または登録拒否になると判断される場合、大臣はその事由を申請者又はその代理人に書面により通知する。

(3) 第2項にて言及されるところの通知の郵送日から30日以内に、申請者又はその代理人は、事由を書面にして回答を提出できる。

(4) 第3項にて言及されるところの回答を申請者又はその代理人が提出しない場合、大臣は当該申請を拒否する。

(5) 第3項にて言及されるところの返答を申請者又はその代理人が提出し、調査官が返答を承諾できると判断する場合、大臣は、第1項にて言及されるところの規定を履行する。

(6) 第3項にて言及されるところの返答を申請者又はその代理人が提出し、調査官が返答を承諾でないと判断する場合、大臣は当該申請を拒否する。

(7) 第4項と第6項にて言及されるところの拒否は、書面によりその事由を申請者又はその代理人に通知する。

(8) 第16条にて言及されるところの異議申立てがなされる場合、大臣は登録又は拒否の通知の複写を、異議申立てを提出する当事者に送付する。

第25条

(1) 標章証明書は、当該の標章の登録時に大臣が発行する。

(2) 第1項にて言及されるところの標章証明書には、次に掲げるものを明記する。

- a. 登録済み標章の所有者の氏名と住所
- b. 申請が代理人を使用する場合、当該代理人の氏名と住所
- c. 提出日
- d. 優先権を利用する申請を提出する場合、最初の申請の名称、提出国及び提出日
- e. 登録を申請する標章に色要素が使われる場合は様々な色に関する記述を含む登録済み標章の表明、及び当該の標章が外国語、ラテン文字以外の文字及び/又はインドネシア語で一般的でない数字を使用する場合は、インドネシア語の翻訳、ラテン文字、又はインドネシア語で一般的に用いられる数字、ラテン語での発音を添付する。
- f. 登録数と登録日
- g. 登録済み標章の商品及び/又は役務の区分と種類
- h. 標章登録の有効期間

(3) 当該の所有者又は代理人が発行済みの標章証明書を証明書発行日から18か月以内に受け取らない場合、登録済み標章は取下げられ、取消されたものとみなされる。

第26条

各当事者は、手数料を支払うことで登録済み標章の正式な抄録に関する要請を提出できる。

第 3 部

証明書の訂正

第 27 条

- (1) 登録済み標章の所有者又はその代理人は、第 25 条にて言及されるところの標章証明書の誤りの訂正を大臣に書面により要請できる。この際、手数料の納付は不要である。
- (2) 当該の誤りが標章登録申請の提出時に申請者により引き起こされたものである場合、標章証明書の訂正は手数料の納付を条件とする。
- (3) 第 1 項と第 2 項にて言及されるところの証明書の訂正に関する詳細な規定は、省令により定める。

第 4 部

上訴

第 28 条

- (1) 上訴は、第 20 条及び/又は第 21 条にて言及されるところの根拠に基づいて、拒否された申請に対して申立てることができる。
- (2) 上訴は、手数料の納付を条件として、申請者又はその代理人が書面により標章審議委員会に申立て、その複写を大臣に提出する。
- (3) 上訴は、申請拒否に対する異議及び事由を詳述して提出する。
- (4) 第 3 項にて言及されるところの事由は、拒否された申請の訂正又は修正とはみなされない。

第 29 条

- (1) 拒否された申請に対する上訴は、拒否通知の郵送日から 90 日以内に申立てる。
- (2) 第 1 項にて言及されるところの上訴が申立てられない場合、当該の拒否は申請者により承諾されたものとみなされる。

第 30 条

- (1) 標章審議委員会の決定は、上訴の受領日から 3 か月以内に公表する。
- (2) 標章審議委員会が上訴申立書を許可する場合、大臣は、第 24 条にて言及されるところに申請者又はその代理人に対して標章証明者を発行し、付与する。
- (3) 標章審議委員会が上訴を棄却する場合、申立人又はその代理人は、棄却判決の受領日から 3 か月以内に、上訴棄却を商事裁判所に提訴することができる。
- (4) 第 3 項にて言及されるところの判決に関して、最高裁判所に上訴できる。

第 31 条

登録済み標章が国のイデオロギー、法規、道徳、宗教、品位、及び公の秩序に反する場合、標章審議委員会は取消しを大臣に勧告する。

第 32 条

第 28 条から第 31 条にて言及されるところの上訴手続き、標章審議委員会による上訴の審査と解決の手続きに関する詳細な規定は、政府規制により定める。

第 5 部

標章審議委員会

第 33 条

- (1) 標章審議委員会は、次に掲げるものからなる。
 - a. 委員長、委員としての役割も務める。
 - b. 副委員長、委員としての役割も務める。
 - c. 標章の専門家、委員の役割を務める。
 - d. 上級調査官、委員の役割を務める。
- (2) 第 1 項にて言及されるところの標章審議委員会の委員は、最大 30 人で構成され、うち 15 人が上級調査官、15 人が標章専門家とし、大臣により任命及び解任され、在任期間は 3 年間となる。
- (3) 委員長及び副委員長は、標章審議委員会の委員により、委員の中から選出する。
- (4) 上訴の調査を実施するに当たり、標章審議委員会は、少なくとも 3 人の委員で構成される委員数が奇数の審査会を設立し、委員のうち 1 人は上級調査官として、当該の申請に関する以前の実態調査の調査官ではない者とする。

第 34 条

第 33 条にて言及されるところの標章審議委員会の委員任命の条件と手続き、組織構造、任務、職務に関する詳細な規定は、政府規制により定める。

第 6 部

登録済み標章の保護期間及び更新

第 35 条

- (1) 登録済み標章は、提出日から 10 年間法的に保護される。
- (2) 第 1 項にて言及されるところの保護期間は、同期間更新することができる。

(3) 第 2 項にて言及されるところの更新の申請は、手数料の納付を条件として、登録済み標章の保護期間が失効する 6 か月前までに、標章所有者又はその代理人がインドネシア語により電子媒体若しくは非電子媒体で提出する。

(4) 第 2 項にて言及されるところの更新の申請は、それでもなお、登録済み標章の保護失効後 6 か月以内に提出することは可能であるが、手数料、罰金、並びに更新料の納付が条件となる。

第 36 条

更新の申請は、申請者が次に掲げるものを明記した宣言書を添付する場合に認められる。

- a. 関連する標章が標章証明書にて言及されるところの商品又は役務に使用されている。
- b. a 号にて言及されるところの商品又は役務が依然として製造され、及び/又は貿易されている。

第 37 条

(1) 更新の申請は、第 36 条にて言及されるところの規定を満たせない場合は拒否される。

(2) 第 1 項にて言及されるところの更新申請の拒否は、標章所有者又はその代理人にその事由を書面により通知する。

(3) 第 2 項にて言及されるところの更新拒否に対する異議は、標章審議委員会に上訴できる。

(4) 第 28 条から第 30 条にて言及されるところの上訴に関する規定は、更新申請の拒否に必要な変更を加えて適用する。

第 38 条

(1) 会社のロゴ、記章、法人の形式で登録されている標章の更新は、第 35 から第 37 条にて言及されるところの手続きは不要である代わりに、標章登録の保護期間が失効する 6 か月前までに標章更新の所定手数料を支払う必要がある。ただし、更新する標章に対する紛争が生じないことが条件となる。

(2) 第 1 項にて言及されるところの紛争が生じた場合、標章更新に関する約定は、最終的且つ拘束力を有する判決が公表された後に発行される。

第 39 条

(1) 登録済み標章の保護期間の更新は、標章官報に記録し公示する。

(2) 第 1 項にて言及されるところの登録済み標章の保護期間の更新は、標章所有者又はその代理人に書面により通知する。

(3) 第 1 項と第 2 項にて言及されるところの登録済み標章の保護期間の更新に関する申請の条件と手続きの詳細な規定については、省令により定める。

第 40 条

(1) 標章所有者の氏名及び/又は住所の変更を登録する申請は、大臣に提出し、登録手数料の納付を条件とし、変更証明の認証謄本を補遺として添付する。

(2) 第 1 項にて言及されるところの氏名及び/又は住所の変更は、標章申請の過程において行うことができる。

(3) 第 1 項にて言及されるところの標章所有者の氏名及び/又は住所の変更は、標章官報に公示する。

(4) 第 1 項から第 3 項にて言及されるところの氏名及び/又は住所の変更を登録する申請の条件及び手順に関する詳細な規定は、省令により定める。

第 5 章

権利譲渡及び使用許諾

第 1 部

権利譲渡

第 41 条

(1) 登録済み標章の権利は、次に掲げる事由により譲渡できる。

- a. 相続
- b. 遺言
- c. 遺贈
- d. 譲与
- e. 契約
- f. 法規の規定により許される他の方法

(2) 類似する商品及び/又は役務に関して実質的に類似するか、又は同一である登録済み標章を 1 件以上保持する標章所有者による、登録済み標章に関する権利の譲渡は、当該の登録済み標章すべてが同じ当事者に譲渡される場合のみ行うことができる。

(3) 第 1 項と第 2 項にて言及されるところの登録済み標章に関する権利の譲渡は大臣への報告が要請される。

(4) 第 3 項にて言及されるところの標章に関する権利の譲渡の申請には、関係書類を添付する。

(5) 第 3 項にて言及されるところに報告される標章に関する権利の譲渡は、標章官報

に公示する。

(6) 登録済み標章に関する権利の譲渡で、報告されないものは、第三者に対する法的効果をもたらさない。

(7) 第 1 項にて言及されるところの標章に関する権利の譲渡の報告は、手数料の納付を条件とする。

(8) 第 1 項にて言及されるところの標章に関する権利の譲渡は、標章申請の過程において行うことができる。

(9) 第 1 項から第 8 項にて言及されるところの標章に関する権利の譲渡を報告する申請の条件及び手順に関する詳細な規定は、省令により定める。

第 2 部

使用許諾

第 42 条

(1) 登録済み標章の所有者は、商品及び/又は役務の種類の一部または全体に関して、当該の標章の使用許諾を他の当事者に付与することができる。

(2) 別段の合意がない限り、使用許諾契約は、インドネシア共和国の全領域で有効となる。

(3) 使用許諾契約は大臣への報告が要請され、手数料の納付を条件とする。

(4) 第 3 項にて言及されるところの使用許諾契約は、大臣に報告し、標章官報に公示する。

(5) 使用許諾契約は、報告されない場合、第三者への法的効果をもたらさない。

(6) 使用許諾契約は、直接的又は間接的にインドネシアの経済を損なう規定か、若しくは技術を取得し、開発するインドネシアの力を妨害する制限が含まれてはならない。

第 43 条

登録済み標章の所有者は、第 42 条第 1 項にて言及されるところの他の当事者への使用許諾を付与した場合、別段の合意がない限り、当該標章を排他的に使用するか、又は当該標章の使用を第三者に許諾することができる。

第 44 条

被許諾者による、インドネシア共和国の領域での登録済み標章の使用は、当該標章の所有者による、インドネシア共和国の領域での当該標章の使用と同じとみなされる。

第 45 条

第 42 条第 3 項にて言及されるところの使用許諾の報告の条件及び手続きに関する詳細な規

定は、省令により定める。

第 6 章

団体標章

第 46 条

(1) 団体標章としての標章申請は、当該の標章が団体標章として使用されることが申請に明記されている場合のみ認められる。

(2) 第 1 項にて言及されるところの団体標章の使用に関する宣言に加えて、申請には、標章を団体標章として使用することに関する規定の複写を添付しなければならない。

(3) 第 2 項にて言及されるところの団体標章の使用に関する規定には、少なくとも次に掲げる事項に関する規定を含めるものとする。

- a. 生産し、貿易する商品及び/又は役務の特徴、共通特性、又は品質
- b. 団体標章の使用に対する統制
- c. 団体標章の使用に関する規定違反に対する制裁措置

(4) 零細企業及び中小企業に権限を付与する目的で、政府は、企業及び/又は公益事業の開発のための団体標章を登録することができる。

第 47 条

団体標章の登録申請は、第 4 条から第 7 条及び第 46 条にて言及されるところの方式要件に関して審査される。

第 48 条

団体標章の申請に対する実態調査は、第 23 条及び第 24 条にて言及されるところの規定に従って行われる。

第 49 条

(1) 団体標章に関する権利の譲渡は、大臣への報告が要請され、手数料の納付を条件とする。

(2) 第 1 項にて言及されるところの権利譲渡の報告は、標章官報に記録及び公示される。

第 50 条

登録済み団体標章は、当該の団体標章にかかわる集団が使用し、他の当事者に使用を許諾してはならない。

第 51 条

第 46 条から第 50 条にて言及されるところの団体標章に関する詳細な規定は、省令により定める。

第 7 章

標章の国際登録の申請

第 52 条

- (1) 標章の国際登録の申請は、次に掲げる形式をとることができる。
 - a. インドネシアからの申請は、大臣経由で国際事務局に対して行う。
 - b. 指定国の 1 つとしてインドネシアに対して行われる申請は、国際事務局から大臣が受領する。
- (2) 第 1 項 a 号にて言及されるところの標章の国際登録の申請は、次に掲げる者のみ申請できる。
 - a. インドネシア国籍の申請者
 - b. インドネシア共和国の領域内に居住を有するか、法的に居留する申請者
 - c. インドネシア共和国の領域内で現実に産業的または商業的な事業活動を展開する申請者
- (3) 第 2 項にて言及されるところの申請者は、標章の国際登録の基本的な申請として、インドネシアで申請を提出しているか、標章が登録されている。
- (4) 標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書に従った、標章の国際登録に関する詳細な規定は、政府規制により定める。

第 8 章 地理的表示

第 53 条

- (1) 地理的表示は大臣による登録をもって保護される。
- (2) 第 1 項にて言及されるところの保護を受けるには、地理的表示の登録を申請する者は大臣に申請書を提出しなければならない。
- (3) 第 2 項にて言及されるところの申請者は、次に掲げる者から成る。
 - a. 特定の地理的領域において以下のいずれかの商品や産物を生産する団体を代表す

る任意の主体

1 天然資源

2 手工芸品

3 工業製品

b. 州政府又は県若しくは市町村政府

(4) 地理的表示の登録申請については、第14条から第19条にて言及されるところの公示、異議申立て、異議申立てに対する弁明及び取下げの規定が、必要な変更を加えた上で適用される。

第54条

(1) インドネシア共和国の領域外に居住する又は本籍を有する者による申請は、インドネシア共和国内の申請者の代理人を通してなされなければならない。

(2) 第1項にて言及されるところの申請は、その地理的表示がその国の政府により認められ、かつ原産国の現行法規に則って登録されている場合、又はそのいずれかを満たす場合にのみ登録されうる。

第55条

(1) 地理的表示は国際協定によっても登録されうる。

(2) 第54条にて言及されるところの地理的表示の海外からの登録に関するその他の規定については、省令により定める。

第9章

地理的表示の登録

第1部

登録不可及び登録拒否となる地理的表示

第 56 条

- (1) 次に該当する地理的表示の申請は登録されえない。
 - a. 国家のイデオロギー、法規、道徳、宗教、品位、及び公序に反するもの。
 - b. 社会的評価、品質、特性、原産、製造工程、及び使用方法の全部または一部について、公衆を誤認させる又は欺くもの。
 - c. 類似の地理的表示の要素を示すべく用語が追加されている場合を除いて、植物の品種においてこれまでに使用されておりかつ類似の植物品種に用いられている名称をなすもの。
- (2) 次に該当する地理的表示の申請は拒否される。
 - a. 要件記載書が無効とされたもの。
 - b. 登録済みの地理的表示と顕著な類似があるもの。

第 57 条

- (1) 第 56 条第 2 項にて言及されるところの登録拒否は標章審判委員会への上訴に向け提出することができる。
- (2) 第 1 項にて言及されるところの上訴については、第 28 条から第 32 条にて言及されるところの上訴についての規定が、必要な変更を加えた上で適用される。

第 2 部

地理的表示の実体審査

第 58 条

- (1) 地理的表示の実体審査は地理的表示の専門家チームによって行われる。
- (2) 第 1 項にて言及されるところの実体審査については、第 23 条から第 25 条にて言及さ

れるところの標章の実体審査についての規定が、必要な変更を加えた上で適用される。

第 59 条

(1) 第 58 条第 1 項にて言及されるところの地理的表示の専門家チームとは、要件記載書の査定を行い、国の地理的表示の登録、修正、取消し及び管理、又はそのいずれかについて大臣に対し考察及び勧告を提供する、独立した集団である。

(2) 第 1 項にて言及されるところの地理的表示の専門家チームの構成員は、地理的表示の分野について専門的知識を持つ、次に掲げる出自の全部または一部の者 15 人以内で構成される。

- a. 大臣代理
- b. 農業、工業、商業を所管する省庁、及びその他の関連省庁又はそのいずれかの代表
- c. 商品の品質について監督及び査定又はそのいずれかを行う権限を持つ官庁の代表
- d. その他の同等の専門家

(3) 第 2 項にて言及されるところの地理的表示の専門家チームの構成員は、5 年を任期として大臣により任命及び解任される。

(4) 構成員によりその中から選出された議長が地理的表示の専門家チームの長となる

(5) 第 1 項にて言及されるところの職務と機能の実行のため、地理的表示の専門家チームは、専門的知識を基に選任された構成員から成る査定技術班による補助を受ける。

第 60 条

第 56 条から第 59 条までにて言及されるところの地理的表示の登録条件及び手順、並びに地理的表示の専門家チームの構成員の任命、組織構造、職務及び機能については、政府規則により定める。

第 3 部

地理的表示の保護及び取消しの条件

第 61 条

- (1) 地理的表示は、特定の商品に対し地理的表示の保護を認める条件の充足に供する社会的評価、品質、特性の存在が維持される限り保護される。
- (2) 地理的表示は、次に掲げる場合の全部又は一部に該当するときには、取り消されうる。
 - a. 第 1 項にて言及されるところの規定に適合しないとき。
 - b. 第 56 条第 1 項 a 号の規定に反するとき。

第 62 条

- (1) 地理的表示の専門家チームは、主体的に又は一般社会からの通報に呼応し、登録された地理的表示の社会的評価、品質及び特性に関する調査を実施し、大臣に報告する。
- (2) 第 1 項にて言及されるところの報告を大臣が地理的表示の専門家チーム以外から受けた場合、大臣は、報告の受領日から 30 日以内に当該報告を地理的表示の専門家チームへ転送する。
- (3) 地理的表示の専門家チームは、第 2 項にて言及されるところの報告の受領日から 6 月以内に審査を行い、決定事項及び今後の手順を大臣に通知する。
- (4) 地理的表示が第 61 条第 2 項にて言及されるところの登録の取消しの規定を満たすとの決定である場合には、大臣は、第 3 項にて言及されるところの決定の受領日から 30 日以内に取消しを実行する。
- (5) 地理的表示の登録を取り消す決定を大臣が執行する場合、大臣は、その決定の受領日から 14 日以内に、申請者又はその代理人に対して書面で、また当該地理的表示の全ての使用権者に対して又はその代理人を通して通知するものとする。
- (6) 第 5 項にて言及されるところの地理的表示の登録を取消す決定から 30 日以内に、当該決定は地理的表示官報で公示される。
- (7) 第 6 項にて言及されるところの公示は、地理的表示の取消し及び地理的表示の使用権者全てに対する地理的表示の使用権の終了を記述したものでなければならない。
- (8) 第 5 項にて言及されるところの地理的表示の取消しに対する異議申立てについては、取消しの決定の受領日から 3 月以内に、商事裁判所に提起することができる。

第 4 部

生産地の表示

第 63 条

生産地の表示は、いかなる登録義務若しくは明記もなしに、商品や役務の真の原産地及び商業過程における使用を示す標示として保護される。

第 64 条

生産地の表示とは、本質的要素と間接的に関連する特定の商品や役務の原産地の表示をいう。

第 65 条

第 63 条及び第 64 条にて言及されるところの生産地の表示に関するその他の規定については、省令により定める。

第 10 章

権利侵害と訴訟

第 1 部

地理的表示の侵害

第 66 条

地理的表示の侵害とは次に掲げるものをいう。

- a. 要件記載書の内容に合致しない商品や製品への、地理的表示の直接的又は間接的な使用

- b. 次に掲げる目的のための、保護されている商品や製品であるかいないかを問わず、特定の地理的表示意匠文字の、直接的又は間接的な使用
 - 1. 特定の商品や製品が、品質面において、地理的表示として保護されている商品や製品と同等であると示す
 - 2. 当該使用から利益を得る
 - 3. 当該地理的表示の社会的評価から利益を得る
- c. 当該商品の地理的起源について、公衆の誤認を誘引する潜在的な恐れのある地理的表示の使用
- d. 登録済み地理的表示の非使用権者による、地理的表示の使用
- e. 商品や製品の原産地又は商品や製品の品質について誤認を招きうるような、以下媒体上での偽造または濫用
 - 1. 包装材及び梱包材
 - 2. 広告における記述
 - 3. 商品や製品についての文書での記述
 - 4. 特定の梱包の原産に関わる誤認を招く情報
- f. 商品や製品の真の原産地について、公衆を誤認させ得るその他の行為

第 2 部

訴訟

第 67 条

- (1) 第 66 条にて言及されるところの権利侵害について、訴訟を提起することができる。
- (2) 第 1 項にて言及されるところの訴訟は、次に掲げる全部または一部に該当する者により提起されうる。

- a. 地理的表示の使用権を持つ生産者
- b. 特定の地理的地域の公衆を代表し、また権限を付与された主体

第 68 条

- (1) 地理的表示の登録申請に先立ちまたはその最中に、第 53 条第 3 項にて言及されるところの規定に従い登録の権利を持たない第三者によって標示が善意により使用される場合、当該の善意の第三者はその地理的表示の登録日から 2 年の期間内はその使用を続けることができる。
- (2) 第 2 項にて言及されるところの標示が商標として登録されている場合、大臣は、その標示の商標としての登録日から 2 年の期間経過後に、全部または一部の商品種別に対して当該の標章登録を取り消し、これを削除する。
- (3) 第 2 項にて言及されるところの標章登録の取消し及び削除は、当該標章権者又はその代理人に対し、当該処分を理由を提示して書面により通知される。
- (4) 第 2 項にて言及されるところの標章登録の取消し及び削除は、記録され、標章官報で公示される
- (5) 第 2 項にて言及されるところの標章登録の取消し及び削除により、完全に又は部分的に類似する商品の標章に対する法的保護は終了する。
- (6) 第 2 項にて言及されるところの取消し及び削除に対する異議申立ては、商事裁判所に提起することができる。
- (7) 第 6 項にて言及されるところの商事裁判所の決定については、最高裁判所に上訴することができる。

第 69 条

- (1) 地理的表示の所有権者は、地理的表示の不法な使用者に対し、損害賠償及びその使用の終了並びに不法に使用された地理的表示のラベルの破棄を求めて、訴訟を提起することができる。
- (2) 裁判官は、被侵害者の更なる損害を防ぐため、侵害者に対し、不法に使用された地理的表示のラベルの破棄を命令するとともに、その製造及び複製の終了を命令することができる。

第 11 章

地理的表示の涵養と管理

第 1 部

涵養

第 70 条

(1) 中央政府及び地方政府、又はそのいずれかは、自己の権限に基づき、地理的表示の涵養を行う。

(2) 第 1 項にて言及されるところの涵養とは、次に掲げるものをいう。

- a. 地理的表示の申請要件を満たすための準備
- b. 地理的表示の登録申請
- c. 地理的表示の利用及び商業化
- d. 地理的表示の保護についての宣伝及び周知
- e. 潜在的な地理的表示商品の取り纏め及び目録化
- f. 訓練及び指導
- g. 監視、評価及び涵養
- h. 法的保護
- i. 開発促進、加工、及び地理的表示の対象となる商品や製品の販売促進

第 2 部

管理

第 71 条

- (1) 中央政府及び地方政府は、それぞれの権限に基づき、地理的表示の管理を行う。
- (2) 第 1 項にて言及されるところの管理は、公衆によっても行われうる。
- (3) 第 1 項及び第 2 項にて言及されるところの管理は、次に掲げる目的のために行われる。
 - a. 地理的表示の発行条件の充足に供する社会的評価、品質及び特性の確保
 - b. 地理的表示の不法な使用の防止
- (4) 第 2 項にて言及されるところの管理の結果は、地理的表示の権利者及び大臣、又はそのいずれかに対し提出される。
- (5) 第 1 項から第 4 項にて言及されるところの管理に関するその他の規定については、省令により定める。

第 12 章

標章登録の取消し及び無効化

第 1 部

取消し

第 72 条

- (1) 登録済み標章の取消しは、標章所有者から大臣に要請する。
- (2) 第 1 項にて言及されるところの取消しの要請は、標章所有者又はその代理人により、商品及び/又は役務の一部若しくは全種に対して行うことができる。
- (3) 第 1 項にて言及されるところの標章が使用許諾契約にかかわる場合、取消しは、被許諾者が書面により合意する場合のみ行うことができる。

(4) 第 3 項にて言及されるところの契約に関する適用除外は、使用許諾契約において被許諾者が当該契約の存在を無視することに明確に同意する場合のみ有効となる。

(5) 第 1 項にて言及されるところの登録済み標章の取消しは、標章官報に記録し、公示する。

(6) 登録済み標章の取消しは、大臣の主導の下で行うことができる。

(7) 大臣の主導の下での登録済み標章の取消しは、以下に相当する場合に行うことができる。

- a. 実質的に類似する及び/又は同一の地理的表示を有する。
- b. 国のイデオロギー、法規、道徳、宗教、品位、及び公の秩序に反する。
- c. 世代を超えて伝えられる民間伝承、無形文化財、又は名称やロゴ

(8) 第 6 項及び第 7 項にて言及されるところの取消しは、標章審議委員会の勧告を受けて行うことができる。

(9) 標章審議委員会は、大臣からの要請を受けて第 8 項にて言及されるところの取消しを行う。

第 73 条

(1) 第 72 条第 6 項及び第 7 項に言及されるところの、大臣主導による登録済み標章の取消しの決定に異議を申立てる標章所有者は、行政裁判所に訴訟を提起することができる。

(2) 第 1 項にて言及されるところの行政裁判所の判決に異議を申立てる当事者は、最高裁判所に上訴することができる。

第 74 条

(1) 登録済み標章の取消しは、所定の標章が登録日または最後の使用以降、商品及び/又は役務の貿易において 3 年間連続して使用されていないことを根拠として、関連する第

三者訴訟という形で要請することができる。

(2) 第 1 項にて言及されるところの標章の不使用の事由は、以下に掲げる場合に無効となる。

- a. 禁輸
- b. 関連する標章を用いた製品流通の許可又は権限を有する当事者による一時的な決定に関連する制限
- c. 政府規制により決定される他の同様の制限

(3) 第 1 項にて言及されるところの登録済み標章の取消しは、標章官報に記録し、公示する。

第 75 条

第 74 条にて言及されるところの規定は、登録済み集合標章の取消しに対し必要な変更を加えて適用される。

第 2 部

無効化

第 76 条

(1) 登録済み標章の無効化に対する訴訟は、第 20 条及び/又は第 21 条にて言及されるところの事由に基づいて関連当事者が提起することができる。

(2) 未登録標章の所有者は、大臣への申請を提出した後に、第 1 項にて言及されるところの訴訟を提起することができる。

(3) 無効化に関する訴訟は、登録済み標章の所有者を相手として商事裁判所において提起する。

第 77 条

- (1) 標章登録の無効化に関する訴訟は、標章登録日から 5 年間のみ提起することができる。
- (2) 無効化に関する訴訟は、悪意がある及び/又は関連する標章が国のイデオロギー、法規、道徳、宗教、品位、及び公の秩序に反する場合、期間無制限に提起することができる。

第 78 条

- (1) 第 76 条第 3 項にて言及されるところの無効化に関する訴訟に対する商事裁判所の判決は、最高裁判所に上訴できる。
- (2) 裁判所書記官は紛争当事者に速やかに判決を送付する。

第 79 条

第 76 条にて言及されるところの無効化の事由についての規定は、登録済み集合標章に対し必要な変更を加えて適用される。

第 13 章

標章及び地理的表示に関する文書と情報のネットワークシステム

第 80 条

本法により定められる標章及び地理的表示に関する文書と情報のネットワークシステムは、大臣が遂行する。

第 81 条

第 80 条にて言及されるところの標章及び地理的表示に関する文書と情報のネットワークシステムは、電子及び/又は非電子媒体を通じて確立し、国内外からアクセス可能となる。

第 14 章

手数料

第 82 条

- (1) 本法に基づく手数料はすべて政府規制により定める。
- (2) 公庫に支払われる手数料はすべて払い戻しできない。
- (3) 知的財産総局は、大臣および財務大臣の承認を得て、第 1 項にて言及されるところの手数料により生み出される歳入を法規に従って利用できる。

第 15 章

紛争解決

第 1 部

標章の権利侵害に対する訴訟

第 83 条

- (1) 登録済み標章の所有者及び/又は標章の被許諾者は、類似する種類の商品及び/または役務に類似する又は同一の標章を違法に使用する他の当事者に対して、次に掲げる形式で訴訟を提起することができる。

a. 損害賠償請求

b. 標章の使用に関連するあらゆる行為の中止

(2) 第 1 項にて言及されるところの訴訟は、裁判所の判決を基準として、周知の標章の所有者が提起することもできる。

(3) 第 1 項にて言及されるところの訴訟は商事裁判所に提起する。

第 84 条

(1) 審理手続きにおいて、並びに被害拡大を防ぐため、標章所有者及び/又は被許諾者は原告として、当該の標章の商品及び/又は役務の違法な製造、流通、及び/又は貿易に関するあらゆる行為を中止する審理を要請することができる。

(2) 被告が、権利を侵害している商品の提出するよう告訴される場合、裁判官は、最終的且つ拘束力を有する判決が下された後、商品又は譲渡されることになる商品の価額の提出を命令できる。

第 2 部

商事裁判所に対する訴訟手続き

第 85 条

(1) 第 30 条第 3 項、第 68 条、第 74 条、第 76 条にて言及されるところの訴訟は、被告が居留者又は居住者となる管轄の商事裁判所の首席裁判官に付託する。

(2) 一方の当事者がインドネシア共和国の領域外に居留する場合、当該の訴訟は、中央ジャカルタ商事裁判所の首席裁判官に付託する。

(3) 裁判所書記官は、裁判提起日に当該の裁判を登録し、裁判の登録日と同じ日の、書記官が署名する書面による受領書を原告に提供する。

(4) 裁判所書記官は、裁判登録日から 2 日以内に商事裁判所の首席裁判官に当該の訴

訟を提出する。

(5) 第 4 項にて言及されるところの訴訟提出日から 3 日以内に、商事裁判所の首席裁判官は訴訟を精査し、判事団を任命して公判期日を決定する。

(6) 両当事者への通知は、訴訟の登録後 7 日以内に廷吏が送付する。

(7) 第 1 項にて言及されるところの訴訟の判決手続きは、当該の訴訟を扱う判事団が訴訟を受領してから 90 日以内に完了しなければならない、最高裁判所の首席裁判官の承認を得た上で、30 日まで延長することができる。

(8) 第 1 項にて言及されるところの訴訟の判決は、判決の根拠となる適法な約因をすべて含め、公開審理で言い渡す。

(9) 第 8 項にて言及されるところの商事裁判所の判決は、第 1 項にて言及されるところの訴訟の判決が言い渡されてから 14 日以内に廷吏が両当事者に送付する。

第 86 条

第 85 条にて言及されるところの標章訴訟の条件及び手続きに関する規定は、地理的表示に関する訴訟の条件及び手続きに対し必要な変更を加えて適用される。

第 3 部

最高裁判所への上訴

第 87 条

第 85 条第 8 項にて言及されるところの商事裁判所の判決は、最高裁判所にのみ上訴できる。

第 88 条

(1) 第 87 条にて言及されるところの最高裁判所への上訴は、判決が言い渡された日か

ら又は当該の判決を下した商事裁判所の書記官に当該の判決を登録することで両当事者に判決を通知した日から 14 日以内に提起する。

(2) 書記官は、関連する請願が提出された日に最高裁判所に上訴を登録し、登録受領日と同じ日の受領書に署名し、上訴人に渡す。

(3) 書記官は、第 2 項にて言及されるところの最高裁判所への上訴を、上訴受領日から 7 日以内に原告に通知する。

(4) 被告は、第 1 項にて言及されるところの最高裁判所への上訴の登録日から 14 日以内に、最高裁判所の書記官に上訴の内容書を提出する。

(5) 書記官は、内容書の受領後 2 日以内に、最高裁判所の上訴内容書を原告に送付する。

(6) 原告は、第 5 項にて言及されるところの最高裁判所への上訴内容書の受領日から 14 日以内に、最高裁判所への上訴内容に反訴することができ、書記官は、当該の反訴内容の受領後 7 日以内に、反訴内容書を被告に送付する。

(7) 書記官は、第 6 項にて言及されるところの期間経過後 7 日以内に、最高裁判所に上訴書類を送付する。

(8) 最高裁判所への上訴の手続き及び判決は、判事団が上訴を受領した日から 90 日以内に完了する。

(9) 第 8 項にて言及されるところの裁判所への上訴の判決は、判決の根拠となる適法な約因をすべて含め、公開審理で言い渡す。

(10) 最高裁判所の書記官は、最高裁判所への上訴の判決が言い渡される日から 7 日以内に、判決の裁定を送付する。

(11) 廷吏は、第 10 項にて言及されるところの最高裁判所への上訴に関する判決の裁定を、判決受領後 2 日以内に被告及び原告に送付する。

(12) 第 8 項にて言及されるところの最高裁判所への上訴の判決に対する司法審査は、法規の規定に従って遂行する。

第 89 条

商事裁判所の判決は最終的且つ拘束力を有し、司法審査を受ける。

第 90 条

第 88 条にて言及されるところの最高裁判所への上訴の提起及び第 89 条にて言及されるところの司法審査は、地理的表示の訴訟の提起に対して必要な変更を加えて適用される。

第 4 部

判決の執行手続き

第 91 条

- (1) 裁判所の判決に基づく無効化は、最終的且つ拘束力を有し、標章官報に公示される判決の公認抄録を大臣が受領した後に実施する。
- (2) 第 1 項にて言及されるところの無効化及び第 72 条から第 75 条にて言及されるところの大臣による取消しに関する詳細な規定は、政府規制により定める。

第 92 条

- (1) 大臣による標章登録の無効化又は取消しは、事由並びに無効化若しくは取消しの日付を明記した通達により関連する標章を削除することで行う。
- (2) 第 1 項にて言及されるところの登録の無効化又は取消しは、無効化又は取消しの事由、及び関連する標章証明書が削除日から無効となる確約を明記した書面により、標章所有者又はその代理人に通知する。
- (3) 第 1 項にて言及されるところの登録済み標章の削除は、標章官報に公示する。

第 5 部

代替の紛争解決

第 93 条

第 83 条にて言及されるところの訴訟の和解に加えて、両当事者は、仲裁又は代替の紛争解決を通じて紛争を解決することもできる。

第 16 章

中間的差止め命令

第 94 条

権利を侵害された標章所有者は、十分な予備的証拠を根拠として、次に掲げる事項に関する中間的差止め命令を発する裁定を商事裁判所に要請できる。

- a. 輸入されたとされる権利侵害商品が通商路に入るのを防ぐ。
- b. 当該の権利侵害に関連する証拠を保管する。
- c. 証拠を確保し、権利侵害者が証拠を喪失するのを防ぐ。
- d. 被害の拡大を防ぐために権利侵害行為を中止する。

第 95 条

中間的差止め命令の要請は、標章の権利侵害が行われた管轄の商事裁判所に対し、以下の要件を伴って書面により行う。

- a. 標章所有の証拠を添付する。
- b. 標章の権利侵害の予備的証拠を添付する。
- c. 証拠を目的として要請、検索、収集および確保する商品及び/又は文書に関する明

確な説明を添付する。

d. 中間的差止め命令により課される商品の価額と同等の保釈金及び/又は銀行保証を提出する。

第 96 条

(1) 中間的差止め命令が第 95 条にて言及されるところの要件に準拠する場合、商事裁判所の書記官は、中間的差止め命令の要請を登録し、商事裁判所の首席裁判官に 24 時間以内に当該の要請を提出する。

(2) 第 1 項にて言及されるところの中間的差止め命令の要請の受領日から 2 日以内に、商事裁判所の首席裁判官は、中間的差止め命令の要請を審査する商事裁判所の判事を任命する。

(3) 第 2 項にて言及されるところの任命日から 2 日以内に、商事裁判所の判事は、中間的差止め命令の要請を承認又は拒否することを決定する。

(4) 中間的差止め命令の要請が承認される場合、商事裁判所の判事は、中間的差止め命令に関する書簡を発行する。

(5) 第 4 項にて言及されるところの中間差止め命令の書簡は、当該命令の影響を受ける当事者に対し 24 時間以内に通知する。

(6) 中間的差止め命令の要請が拒否される場合、商事裁判所の判事は、当該命令の申請者に拒否の事由を通知する。

第 97 条

(1) 商事裁判所は、第 96 条第 4 項にて言及されるところの中間的差止め命令を発行する場合、中間的差止め命令の発効日から 7 日以内に中間的差止め命令を請求する当事者を尋問のために召喚する。

(2) 中間的差止め命令の影響を受ける当事者は、第 1 項にて言及されるところの召喚状の受領日から 7 日以内に、標章に関する情報及び証拠を提出できる。

(3) 中間的差止め命令の通知発行日から 30 日以内に、商事裁判所の判事は、中間的差

止め命令を確認若しくは無効の判決を下す。

(4) 中間的差止め命令が確認された場合は、次のとおりとする。

- a. 保釈金は、命令の申請者に返金する。
- b. 命令の申請者は、標章の権利侵害の損害に対する裁判を提起できる。
- c. 命令の申請者は、標章の権利侵害について、インドネシア共和国国家警察の捜査官又は国家捜査員に報告する。

(5) 中間的差止め命令が無効になる場合、支払われた保釈金は、中間的差止め命令が発せられたことによる影響を受けた当事者に対して補償として付与する。

第 98 条

第 94 条から第 97 条にて言及されるところの中間的差止め命令に関する規定は、地理的表示の権利に対して必要な変更を加えて適用される。

第 17 章

捜査

第 99 条

(1) インドネシア共和国国家警察の捜査官とは別に、法律分野において政府業務を管理する省庁内の特定の国家捜査員は、標章の犯罪行為の捜査の実施において、刑事訴訟に関する法律にて言及されるところの捜査員としての権限を有するものとする。

(2) 第 1 項にて言及されるところの捜査員は、以下に掲げる事項の権限を有する。

- a. 標章の分野における犯罪行為に関連する報告または情報の正確さを捜査する。
- b. 標章の分野において犯罪行為を犯しているとされる人物を捜査する。
- c. 標章の分野における犯罪行為に関連する人物から情報及び証拠の提供を要請する。

- d. 標章の分野における犯罪行為に関連する簿記、記録、及び他の文書を捜査する。
- e. 標章の分野における犯罪行為に関連する証拠、簿記、記録、及び他の文書を有するとされる場所を捜索及び捜査する。
- f. 標章の分野における犯罪行為の証拠として権利を侵害している材料および商品を押収する。
- g. 標章の分野における犯罪行為を捜査する任務遂行において専門家の陳述を要請する。
- h. 標章の分野における犯罪行為を犯人を逮捕、拘留、指名手配、及び保護するために関連機関に支援を要請する。
- i. 標章の分野における犯罪行為の有罪を認定する十分な証拠が揃わない場合は捜査を取り下げる。

(3) 国家捜査員は、捜査を行う際に、捜査を円滑に進めるためにインドネシア共和国国家警察の捜査官の支援を要請できる。

(4) 国家捜査員は、検察官に捜査の開始を通知し、且つインドネシア共和国国家警察の捜査官に通知の複写を提出する。

(5) 国家捜査員が実施した捜査の結果は、インドネシア共和国国家警察の捜査官を通じて検察官に提出する。

第 18 章

刑事規定

第 100 条

(1) 他の当事者の登録済み標章と同一の標章を、同様に製造及び/又は貿易する商品及び/または役務に不法に使用する者は、5 年以下の懲役及び/又は 20 億ルピア以下の罰金が科される。

(2) 他の当事者の登録済み標章と実質的に類似する標章を、同様に製造及び/又は貿易する商品及び/または役務に不法に使用する者は、4 年以下の懲役及び/又は 20 億ルピア以下の罰金が科される。

(3) 第 1 項及び第 2 項にて言及されるところの規定に違反し、製造及び/又は貿易する商品が健康障害、環境の歪み、及び/又は人間の死を引き起こすものは、10 年以下の懲役及び/又は 50 億ルピア以下の罰金が科される。

第 101 条

(1) 他者が権利を有する類似の商品や製品についての地理的表示にその全体が類似する標示、若しくは登録された商品や製品と同一の標示を不法に使用する者は全て、4 年以下の懲役若しくは 20 億ルピアの罰金に処し、又はこれを併科する。

(2) 類似の商品や製品についての他者の地理的表示と本質的に類似する標示、若しくは登録された商品や製品と同一化する標示を不法に使用する者は全て、4 年以下の懲役若しくは 20 億ルピアの罰金に処し、又はこれを併科する。

第 102 条

その商品および/または役務および/または産品が第 100 条および第 101 条に引用された犯罪行為にあたることを知りながら、または知っていたであろうことを合理的に疑われるような商品および/または産品を取引した者は、最長 1 年の懲役刑および/または最高 20 億ルピアの罰金刑に処される。

注釈

第 53 条

第 1 項 十分に明確

第 2 項 十分に明確

第 3 項

a 号

他の生産者団体、協同組合及び地理的表示の保護団体（MPIG）のうち、特定の地理的区域における社会を代表する主体

1 番

「天然資源」とは、動植物及び微生物のような生物的要素のみに限らず、石油、天然ガス、鉱物各種、水及び土のような非生物的要素も含む。

2 番

十分に明確

3 番

「工業製品」とは、中部ジャワ織やシッカ織のような原料を製品に変質させる人間の活動の産物を意味する。

b 号

十分に明確

第 54 条

十分に明確

第 55 条

十分に明確

第 56 条

十分に明確

第 57 条

十分に明確

第 58 条

十分に明確

第 59 条

第 1 項 十分に明確

第 2 項 a 号

十分に明確

b 号

十分に明確

c 号

十分に明確

d 号

「その他の同等の専門家」とは、地理的表示に関連する各分野の専門知識を有する学者や実務家のことを言う。

第 3 項

十分に明確

第 4 項

十分に明確

第 5 項

十分に明確

第 60 条

十分に明確

第 61 条

十分に明確

第 62 条

十分に明確

第 63 条

十分に明確

第 64 条

生産地の表示は、単に物品がどこで生産された起源を示すものであり自然的要因とは関係しないため、地理的表示とは異なる。

例ニコン標章のカメラは日本由来の製品であるが、使用許可を得て中国のニコン工場で製造されたものでもあり、中国で生産されたカメラには中国製のラベルが付されている。その中国製のラベルが、生産地の表示である。生産地についての権利は登録によってではなく目的表明に沿って発生するが、制度的登録義務のある地理的表示保護においてはそうではない。

第 65 条

十分に明確

第 66 条

十分に明確

第 67 条

十分に明確

第 68 条

十分に明確

第 69 条

十分に明確

第 70 条

第 1 項 「中央政府」とは、省庁や、法律、内務、外務、農業、環境、工業、商業、創造産業、観光、研究及び技術、漁業並びにその他関連分野において職務及び責任を負う機関を意味する。

第 2 項 十分に明確

第 71 条 十分に明確

第 72 条

十分に明確

第 73 条

十分に明確

第 74 条

十分に明確

第 75 条

十分に明確

第 76 条

第 1 項

「関連当事者」とは、とりわけ登録済み標章の所有者、検察官、消費者分野における協会/機構、宗教弁護団/宗教団体である。

第 2 項

「未登録標章の所有者」とは、誠意はあるが登録されていない標章の所有者、又は周知されているが登録されていない標章の所有者である。

第 3 項

十分に明確

第 77 条
十分に明確

第 78 条
十分に明確

第 79 条
十分に明確

第 80 条
十分に明確

第 81 条
十分に明確

第 82 条

第 1 項
十分に明確

第 2 項
十分に明確

第 3 項
本法により、標章及び地理的表示に関する所定の手数料から生み出される税外歳入（Penerimaan Negara Bukan Pajak : PNBP）の一部を知的財産総局が使用する可能性に関する規定が適用される。

「歳入の使用」とは、現行の制度と仕組みに基づいて PNBP を費やすことである。この場合、生み出される歳入は全額、PNBP として公庫に直接預託される。

第 83 条

第 1 項
十分に明確

第2項

他の当事者による不当な行為に対する民事裁判を提起する権利は、登録されていないが周知の標章の所有者に法的保護を提供することが目的である。

第3項

十分に明確

第84条

十分に明確

第85条

第1項

十分に明確

第2項

十分に明確

第3項

十分に明確

第4項

「日」とは暦日である。

第5項

「日」とは暦日である。

第6項

「日」とは暦日である。

第7項

「日」とは暦日である。

第8項

十分に明確

第9項

「日」とは暦日である。

第86条

十分に明確

第87条

十分に明確

第88条

第1項

「日」とは暦日である。

第2項

十分に明確

第3項

「日」とは暦日である。

第4項

「日」とは暦日である。

第5項

「日」とは暦日である。

第6項

「日」とは暦日である。

第7項

「最高裁判所への上訴書類」とは、最高裁判所への上訴要請、最高裁判所への上訴内容書、及び又は反訴内容書、並びに他の文書のことである。

「日」とは暦日である。

第8項

「日」とは暦日である。

第9項

十分に明確

第10項

「日」とは暦日である。

第11項

「日」とは暦日である。

第12項

十分に明確

第89条

十分に明確

第90条

十分に明確

第91条

十分に明確

第92条

十分に明確

第93条

「代替の紛争解決」とは、とりわけ交渉、仲裁、調停、及び両当事者が選択する他の方法である。

第94条

a号

「商品」には輸入品が含まれる。

b号

十分に明確

c 号

権利侵害者が証拠を破棄するのを防ぐことが目的である。

d 号

十分に明確

第 95 条

a 号

「標章所有の証拠」とは標章証明書である。

b 号

十分に明確

c 号

情報は、標章の権利侵害の結果として申立てる商品及び/又は役務の種類に関する説明である。

d 号

十分に明確

第 96 条

十分に明確

第 97 条

十分に明確

第 98 条

十分に明確

第 99 条

十分に明確

第 100 条

十分に明確

第 101 条 十分に明確

第 102 条
十分に明確

第 103 条
十分に明確

第 104 条
十分に明確

第 105 条
十分に明確

第 106 条
十分に明確

第 107 条
十分に明確

第 108 条
十分に明確

第 109 条
十分に明確

インドネシア共和国政府官報第 5953 号の補遺